

# 平成29年度小学校学力向上対策支援事業実施要項

大分県教育委員会

## 1 趣旨

各種学力調査の結果等から明らかになった小学校の学力の現状と課題を踏まえ、客観的な数値目標を含む「学力向上アクションプラン」を公表し、学力向上の取組を展開しようとする市町村教育委員会に対して、授業改善支援及び必要な人的・物的支援を行うことで、芯の通った学校組織による「教育県大分」の創造に向けた学力向上対策を推進する。

## 2 支援方法

### (1) 学力向上検証会議の実施について

- ① 県教育委員会は、学力向上検証会議を年間2回実施し、全国学力・学習状況調査及び大分県学力定着状況調査等を活用して県及び各市町村の取組を検証するとともに、本会議を踏まえて指導の改善に係る指針を示す。
- ② 各市町村教育委員会は①の指針に基づき、市町村や学校の実態に応じ、3つ程度の取組内容を明確に示し、各学校に対する指導の改善を行う。
- ③ 各市町村教育委員会は、指針で提示された学力向上の取組について、実施状況等を平成30年1月26日（金）までに別途通知する様式にて報告する。

### (2) 人的支援について

#### ① 加配等について

県教育委員会は、本事業のために確保した加配定数について、県全体の学力向上に係る有用度に照らし、「市町村学力向上アクションプラン」を審査し、加配教員を配分する。配置校の決定、学力向上支援教員、習熟度別指導推進教員の人選については、市町村教育委員会と協議する。

#### ② 小学校学力向上支援教員について

ア 小学校学力向上支援教員は、学びに向かう力と思考力・判断力・表現力を高める指導方法の工夫改善による児童の学力向上を目指して、「新大分スタンダード」に基づいて各教科等における効果的な取組を追求し、校内はもとより域内の授業改善を推進する。

イ 県教育委員会は、県教育委員会が進める学力向上施策への理解と実践力の向上を図るため、小学校学力向上支援教員に対して、年間4回の学力向上支援教員等協議会を実施する。

ウ 小学校学力向上支援教員は、市町村教育委員会の指導の下、本務校もしくは兼務校において校内外に対して公開授業を年間3回以上実施する。また、市町村教育委

員会は、教員等の公開授業への参観について各学校に指導を行うものとする。

エ 小学校学力向上支援教員は、県教育委員会の求めに応じて、実践報告等、授業改善のための情報提供を行う。

オ 小学校学力向上支援教員の本務校及び兼務校は、学力向上支援教員の助言の下で各教員が作成した単元プランを平成30年1月26日（金）までに自校のホームページに掲載する。

なお、単元プランについては様式例を別に示す。

### ③ 習熟度別指導推進教員について

ア 県教育委員会が配置する習熟度別指導推進教員の担当する教科等は、算数科とする。

イ 習熟度別指導推進教員は、本務校もしくは兼務校において習熟度別指導を実施すると同時に、市町村教育委員会の指導の下、習熟度別指導の効果的な進め方、習得の学習活動の工夫等について校内外に対して公開授業を年間3回以上実施するなど、その導入・推進に努める。なお、習熟度別指導推進教員が実施する授業時間数については、市町村教育委員会が導入・推進計画に基づいて定める。

ウ 県教育委員会は、県教育委員会が進める学力向上施策への理解と実践力の向上を図るため、習熟度別指導推進教員に対して、年間4回の学力向上支援教員等協議会を実施する。

エ 習熟度別指導推進教員は、県教育委員会の求めに応じて、実践報告等、授業改善のための情報提供を行う。

### (3) 低学年の指導に関する支援について

県教育委員会は、小学校第1学年及び第2学年における言語能力等についての指導の充実やスタートカリキュラムの作成や修正を促進するために、「低学年の指導力向上フォーラム」を年間1回実施する。

各学校は、学力向上支援教員の他に、低学年の学級担任又は指導教諭、教務主任等の教員を1名以上参加させる。

### (4) その他の支援について

県教育委員会は、市町村教育委員会の求めに応じ、学力向上に資する支援を可能な範囲で行う。

### (5) 支援期間

支援期間は単年度とする。

(H29年4月5日 施行)